

# まちづくり通信 vol.4

## 上田市独自の「まちづくりのルール」を目指して

発行日 / 平成 21年 9月 9日 発行元 / 上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会

### 分科会で論点を検討中！ (第1分科会)

自治基本条例検討委員会が上田市独自の「まちづくりのルール」の検討に取り掛かって、1年がたちました。現在、検討委員会では3つの分科会にわかれ、論点を分担して検討を進めています。一口にまちづくりのルールといっても、その範囲はとても広いものです。

第1分科会では、主に市民がまちづくりに参加するときの、市民の権利・参加・協働という論点を話し合っています。

さまざまな論点のうち、第1分科会で特に大きな論点となることは、「まちづくりへの市民の参加と役割」。市民の声を直接市政に反映させる手段としての「住民投票」、「地域のコミュニティのあり方」の3点です。

#### 【まちづくりへの市民の参加と役割】

上田地域が今日これだけ発展した理由として、市民活動が盛んであったことがあげられます。こうした地域の特性や、市民力をまちづくりに活かし、行政機関等と連携・協力しながら、これからのより良い上田を創っていくためには、市民や事業者のみなさんがどのような参加ができるのか。未成年者の声をどのようにまちづくりに取り入れていくかなどが話し合われています。

#### 【地域のコミュニティのあり方】

上田市は地域のコミュニティとして、地縁による自治会組織がしっかりとした自発的活動をしています。上田市の自治会は、昭和25年から行政とは独立した組織として、今日まで自律した活動を続けています。また、社会の変化により、NPOなどテーマを持った団体の活動も活発になり、地域コミュニティの中での役割も大きなものとなっています。こうした様々な組織が存在する地域において、安心安全な地域づくりを行うためには、これからの地域コミュニティをどうしていくことが良いのか、議論が行われています。今後、自治会やNPO団体などの意見を聴きながら、進めていく方針です。

第1分科会の担当項目		
大分類	条文規定項目	分科会
市民の権利義務	市民の権利・責務	1
	事業者の権利責務	
	参加の権利・責務	
住民参加協働	意見の提出及び募集	1
	住民投票	
	附属機関等への参加	
	コミュニティの意義と支援	
	行政手続	

### 「住民投票」ってなに？ ～ 第1分科会の論点から ～

第1分科会で注目が大きい論点が「住民投票」です。市町村合併のニュースなどで「住民投票」に関する報道も多く、他市のほとんどの自治基本条例にも盛り込まれていますが住民投票とはどういうものなのでしょうか。

法律には選挙、直接請求、住民監査請求と並んで、住民投票が直接参政の手段として示されています。現在、私達市民の発議により、直接請求で住民投票についての条例案を市長に提出する方法と、憲法第95条の定めにより行う方法があります。

今回、条例検討委員会では、上田市の重要な政策課題など、市民の意見を問う場合の独自の住民投票制度について、議論を重ねています。その場合、従来の方法に準じて、課題が発生したときに個別の政策課題にあわせて、住民投票条例を制定し行う方法（個別設置型住民投票）と、上田市独自の住民投票の方法を事前に制度化しておいて、その制度に則って住民投票を行う方法（常設型住民投票）が考えられます。



住民投票の制度を考える場合、投票の対象とする事案、発案権者、投票資格者の範囲、投票の形式、成立要件、投票結果の取扱いなど多くの検討課題があります。また、住民投票は一般的に市の予算で行わなければなりません。民意を市政に反映させる方法として有益な手段である一方、乱用などをどの様に回避できるのか、時間をかけた慎重な議論が必要となります。

## 住民投票制度の特徴

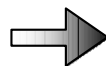
住民投票には、事案ごとに制度を条例化する「個別設置型住民投票」と、制度を事前に定め、あらかじめ規定された対象事項の範囲内で行う「常設型住民投票」があります。制度それぞれについて特徴がありますので、まとめてみましょう。



	個別設置型条例	常設型条例
1 住民投票条例の制定（制度化）	住民意思の確認が生じた時に条例化	住民意思の確認が生ずる前に条例化
2 住民投票の対象事項の設定	住民投票の確認の必要事項がある場合その都度設定	対象事項を事前に条例化
3 制度（条例内容）の議論	必要	原則不必要（制度変更の可能性あり。）
4 条例案の議決	必要	不必要（既決）
5 住民意思の確認事項の議論	必要	必要

## 皆様のご意見をお待ちしています！

検討委員会では随時ご意見を募集しています。ホームページの「ご意見投稿フォーム」に条例策定へのご意見、ご要望、まちづくり通信の感想など、どのようなことでもかまいませんので、皆さんの声をぜひお寄せください。



QRコード  
携帯電話で読み取っていただくと、直接投稿フォームが開けます。

## 事務局から・・・

検討委員会の配布資料や議事録などの情報は、上田市役所ホームページからもご覧いただけます。

【事務局】上田市役所政策企画局まちづくり協働課 電話 0268-22-4100（内線 1354）

【ホームページ】<http://www.city.ueda.nagano.jp>

【ご意見はこちらから】<http://www.city.ueda.nagano.jp/hp/ht/jiti/kihon.html>